

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)
平成27年8月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500011号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500027号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年7月31日から同年12月25日に訂正し、同年7月から同年11月までの標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成2年7月31日から同年12月25日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年7月31日から平成3年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社での資格喪失年月日が平成2年7月31日となっているが、資格喪失年月日を平成3年3月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち平成2年7月31日から同年12月25日までの期間について、雇用保険の記録により、請求者はA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成2年10月31日(現在は、平成3年3月1日に訂正)より後の同年12月25日付けで、請求者に係る同年10月の定時決定が取り消され、同年7月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる上、同社の複数の厚生年金保険被保険者についても、請求者と同様に厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、請求期間において、同社は法人格を有していたことが確認できることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成2年7月31日に厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である平成2年12月25日であると認められる。

また、平成2年7月から同年11月までの標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から53万円とすることが必要である。

請求期間のうち平成2年12月25日から平成3年3月1日までの期間について、雇用保険の記録により、請求者はA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保存していない旨回答している上、当時の複数の従業員に照会したが、回答があった者の中には当該期間に

おける厚生年金保険料控除を確認できる資料を保存している者はおらず、請求者が当該期間において事業主により厚生年金保険料を控除されたことを確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成2年12月25日から平成3年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500004号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500029号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月3日の標準賞与額を22万6,000円、同年12月27日及び平成17年7月8日の標準賞与額を29万円に訂正することが必要である。

平成16年8月3日、同年12月27日及び平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年8月3日、同年12月27日及び平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月15日
② 平成16年8月3日
③ 平成16年12月27日
④ 平成17年7月8日

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から④までの期間に係る賞与が支給されたが、年金記録に反映していないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②から④までについて、金融機関から提出された請求者の普通預金移動元帳及びA社の元従業員から提出された貸金台帳により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額は、金融機関から提出された請求者の普通預金移動元帳及びA社の元従業員から提出された貸金台帳から推認できる厚生年金保険料控除額から、22万6,000円、請求期間③及び④に係る標準賞与額は、当該普通預金移動元帳及び当該貸金台帳から推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、それぞれ29万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から④までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届

を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、金融機関から提出された請求者の普通預金移動元帳により、請求者は、平成15年12月15日に、A社から26万2,589円が振り込まれていることは確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、資料がないため、請求者の請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料を控除したか否か不明である旨回答しており、同社の複数の元従業員に照会したが、回答のあった者は当該期間の賞与に係る資料を保有していない上、請求者の当該期間当時の居住地を管轄するB税務署及びC町は、当時の課税関係資料は保管していないと回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与について厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500095号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500028号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月
② 平成15年12月
③ 平成16年6月

A社に勤務していた期間のうち請求期間の賞与の記録がない。請求期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る賞与明細書を所持しておらず、賞与振込口座の預金通帳も保管していない上、当該口座を管理するB銀行C支店は、データ保存期限経過のため、請求者の当該期間に係る預金取引明細は保存していない旨回答している。

また、A社の事業主は、請求期間の賞与に係る資料を保管していないため、請求者への賞与支給額及び厚生年金保険料控除の有無について不明であると回答している。

さらに、A社が加入していたD健康保険組合は、請求者の請求期間に係る賞与の記録はない旨回答している上、請求者の当時の居住地であるE市の市民税課の担当者は、請求者に係る課税関係資料は保存期限経過のため保存していない旨陳述している。

これらのことから、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。